

## 上尾市「週休2日制適用工事」試行要領

### (趣旨)

第1条 建設業における週休2日の実現は、就業者の職場環境の改善や社会資本を支える担い手確保の観点から重要である。よって、建設現場における将来にわたる週休2日の定着に向けて、「週休2日制適用工事」を試行する。

この要領は、上尾市が発注する建設工事（公共建築工事積算基準（国土交通省）または埼玉県建築工事積算基準等を適用する工事を除く。以下「工事」という。）において、「週休2日制適用工事」を試行するために必要となる事項を定めるものである。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 適用工事

週休2日制適用工事（現場閉所型）（以下「適用工事（現場閉所型）」という。）をいう。

#### (2) 適用工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式をいう。

#### (3) 完全週休2日（土日）

対象期間において、全ての週（月曜日から日曜日までの7日間を単位とする。以下同じ。）で土日に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

#### (4) 月単位の週休2日

対象期間において、全ての月で4週8休（現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

また、工事着手月及び完成月においては、その月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているとみなす。

#### (5) 通期の週休2日

対象期間において、4週8休（現場閉所率が、28.5%（8日／28日））以上を達成したと認められる状態をいう。

#### (6) 対象期間

契約工期のうち、現場施工着手日から現場完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は、対象期間に含まない。

やむを得ず「発注者があらかじめ対象外とする期間」を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

また、工事契約後、完全週休2日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日（以下「代替休日」という。）を設定する。ただし、災害対応等で代替休日の設定が困難であり、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更の

契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。

また、適用工事（現場閉所型）による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

(7) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(8) 現場施工着手日

現場での測量や調査、現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等実際に現場作業に着手する日をいう。

(9) 現場完成日

現場事務所の撤去、後片付け、清掃等の作業がすべて完了する日をいう。

(10) 現場閉所率

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(現場閉所の取扱い)

第3条 現場閉所とする日は、対象期間中に現場閉所を行う日のうち、原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

2 降雨、降雪等の天候の影響による予定外の現場閉所は、現場閉所日に含めることができるものとし、現場閉所が確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め監督員に報告するものとする。

3 地元対応等で、やむを得ず予定していた現場閉所日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に代替休日を設定するものとする。

4 天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、労働基準法第32条の4の規定による1年単位の変形労働時間制を適用し休日を振り替えた場合には、振替後の日を予定どおり現場閉所した場合に振替前の日を現場閉所したものとみなす。

(適用工事の対象とする工事)

第4条 適用工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、次の各号に掲げる工事は適用工事としないことも可能とする。

(1) 竣工時期や現場条件（出水期、交通規制等）に制約が大きい工事

(2) 緊急を要する工事（災害復旧工事（地方自治法施行令第167条の2第5号に該当する工事）、応急工事等）

(3) 単価契約による工事

(4) 対象期間が1週間未満の工事

(5) 上記以外の理由により週休2日の実施が困難な工事

(工期の設定)

第5条 発注者は、契約工期の設定では、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間に加え、週休2日の実施に係る受発注者の事務処理期間として、14日を上乘せするものとする。

2 契約工期の変更理由が、次の各号に掲げる受注者の責によらない理由である場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。

- (1) 受発注者間で協議した工事の工程の条件に変更が生じた。
- (2) 降雨、降雪等の天候の影響により、作業不稼働日が多く発生した。
- (3) 工事中止や工事一部中止により、全体工程に影響が生じた。
- (4) 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた。
- (5) その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた。

(経費の補正)

第6条 適用工事の予定価格においては、次の表の左欄に掲げる経費に中欄に掲げる完全週休2日(土日)の補正係数を乗じた補正を行うものとする。

適用工事の補正係数

経 費	完全週休2日(土日)	月単位の週休2日
労 務 費	1.02	1.02
共 通 仮 設 費 率	1.02	1.01
現 場 管 理 費 率	1.03	1.02

備考 市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

- 2 現場閉所率の達成状況を確認後、完全週休2日(土日)に満たない場合は、第1項で乗じた補正係数を同表の右欄に掲げる月単位の週休2日の補正係数に変更し、請負代金額を変更する。

また、月単位の週休2日に満たない場合は、通期の週休2日の達成状況にかかわらず、第1項または前項で乗じた補正係数を除し、請負代金額を変更する。

(実施方法)

第7条 発注者は、適用工事の発注に当たっては、別紙1に基づき入札公告、告示文書等及び特記仕様書に適用工事である旨を明示する。

- 2 受注者は、現場施工着手前に、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 発注者へ週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を提出する。
- (2) 対象期間中、適用工事である旨を明示するため、別紙2記載例の内容を基本とし、公衆の見やすい位置に掲示を行う。

- 3 受発注者は、対象期間中において、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、施工計画書に記載した法定休日・所定休日以外の日現場閉所とする場合は、工事完了後に現場閉所の達成状況を発注者が確認することができる方法(電子メール等)により、事前に監督員に連絡する。なお、監督員の押印が必要となる書面の提出は不要とする。
- (2) 発注者は、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わず、受注者からの協議等には速やかな対応に努める。
- (3) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

- 4 現場完成時には、次の各号に掲げるとおり対応するものとする。

- (1) 受注者は、現場完成日から3日を期限として、発注者に「現場閉所実績報告書(様式1)」を提出するとともに、作業日報や出勤簿等の現場閉所日が確認できる資料を提示し、現場閉所の達成状況について確認を受けるものとする。
- (2) 受発注者は、第6条第2項の規定により、現場閉所率の達成状況に応じた変更契約を行う。なお、前号に規定する期限を経過した場合において、発注者の求めに応じず、受注者が現場閉所実績報告書の提出を行わなかった場合には、週休2日を達成できな

かったものとして扱う。

- (3) 第1号の規定にかかわらず、現場完成日が工期の終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、受発注者の協議により現場閉所の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所日又は休日を協議により決定し、これに基づき変更契約を行う。

(工事成績評定における評価)

第8条 工事成績評定における加点は行わない。また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていない等、明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工程管理の考査項目において休日の確保が行われていないものとして評価する。

(発注者による調査)

第9条 発注者は、適用工事の実施や提出書類等の内容に疑義が生じた場合等において、受注者に対し、事情の聴取その他の必要な調査を行うことができる。当該調査等を行う場合において、受注者は、発注者による当該調査等に協力しなければならない。

(不適切な適用工事実施に対する措置)

第10条 受注者がこの要領の趣旨に反する行為等を行い、かつ、上尾市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成6年7月26日市長決裁）第3条第1項の規定に該当すると発注者が認めたときは、同項に規定する入札参加停止の措置を行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、週休2日適用工事の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、本要領による改正後の上尾市「週休2日制適用工事」試行要領の規定は、令和7年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意契約にあっては見積依頼通知をいう。）を行う工事から適用する。

附 則

(制定附則)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、令和8年4月1日以降に入札公告等（指名競争入札にあっては指名通知書の送付をいい、随意契約にあっては見積依頼書による通知をいう。）を行う工事から適用し、同日前に入札公告等を行う工事については、なお従前の例による。

別紙1

(入札公告等及び特記仕様書への適用工事である旨の明示)

<入札公告等>

入札条件等	
その他	本工事は、上尾市「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

<特記仕様書>

<p><b>【週休2日制適用工事】</b> 本工事は、上尾市「週休2日制適用工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。 試行の実施は、上尾市「週休2日制適用工事」試行要領によるものとする。試行要領は、上尾市役所ホームページで確認のこと。</p> <p>上尾市役所ホームページ <a href="https://www.city.ageo.lg.jp/page/〇〇.html">https://www.city.ageo.lg.jp/page/〇〇.html</a></p>
---

別紙2

(現場での適用工事である旨の明示の記載例)

<b>週休2日制適用工事</b>	
この工事は、建設産業の就労環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。	
工事名	〇〇〇〇工事 ※
発注者	上尾市
受注者	〇〇建設(株)

※工事場所において、別の掲示物で工事名の記載があり、当該工事であることが判別できる場合は、本掲示上で工事名の記載を要しない。